議案第２９号

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例について

北名古屋市介護保険条例（平成１８年北名古屋市条例第１１５号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成２４年３月２日提出

北名古屋市長　長　瀬　　保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険料率の見直しを行い、介護保険事業の適正な運営を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市介護保険条例（平成１８年北名古屋市条例第１１５号）の一部を次のように改正する。

第４条中「平成２１年度から平成２３年度までの」を「平成２４年度から平成２６年度までの」に改め、同条第１号及び第２号中「２１，９９０円」を「２５，８９６円」に改め、同条第３号中「３２，９８５円」を「３８，８４４円」に改め、同条第４号中「４３，９８０円」を「５１，７９２円」に改め、同条第５号中「５４，９７５円」を「６４，７４０円」に改め、同条第６号中「６５，９７０円」を「７７，６８８円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の北名古屋市介護保険条例（以下「新条例」という。）第４条の規定及び次項の規定は、平成２４年度以降の年度分の保険料について適用し、平成２３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率の特例）

３　令附則第１４条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料は、新条例第４条第３号の規定にかかわらず、３３，６６４円とする。

４　令附則第１５条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料は、新条例第４条第４号の規定にかかわらず、４２，９８７円とする。